

3疾患を特疾算定対象に戻す 要請署名推進 FAX ニュース

発行所
大阪府保険医協会
〒556-0021
大阪市浪速区幸町 2-2-20
TEL 06-6568-7721

1000筆超の院長署名を提出 厚労省に要請

——診療報酬改善署名へのご協力誠にありがとうございました

3月19日に大阪府保険医協会は3疾患を特定疾患対象に戻すことを基本要請として、厚労省要請を実施しました。今回は府下1000筆超の院長署名をいただき、運動の大きな力となりました。



厚労省の事実誤認 誤りを指摘

要請では、右表の内容について要望すると、厚労省担当者からは「次期改定に向けて調査中のものもあり、貴重な現場の意見として受け止めたい」と回答がありました。また出来高算定についても事務連絡を出すに値するとの回答がありました。

また、厚労省担当者より、生活習慣病管理料ⅠとⅡについて、「Ⅰは、Ⅱに比べてより丁寧な管理が必要な患者に算定するものと認識している」との発言がありました。これは事実誤認であり、昨年の厚労省交渉でも、保険医協会から認識の誤りを指摘しています。今回も改めて認識が誤っている旨を再度指摘すると、厚労省からはヒアリングをしたいとの申し出があり、現場の実態を伝えました。

今後とも保険医協会は診療報酬改善運動に取り組みますので、引き続きご協力をお願いします。

保険医協会からの
要請書（一部抜粋）

●**基本要請**：3疾患を特定疾患療養管理料の対象疾患に戻すこと

●**次期改定要請**：
生活習慣病管理料
について右の①～
③を要請

① 療養計画書について、
交付等を義務にしない
ように

② 算定日にも、外来管理
加算の算定を可能に
せよ

③ 併算定できない医学
管理等を算定可能に

●**期中改定要請**：病状悪
化の際に生習病を算定せ
ず出来高算定可能な旨の
事務連絡を出すこと

FAX 06-6568-2389 大阪府保険医協会・橋本行

内閣総理大臣殿／厚生労働大臣殿／財務大臣殿／国会議員各位

一．糖尿病・高血圧・脂質異常症を特定疾患療養管理料の算定対象に戻すこと。

私の一言（空欄可）



住 所：

医療機関名：

氏 名：

※ゴム印での記載
または上記 QR
からでも可能です